

答 申 情 第 9 1 号

平成 3 0 年 8 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 2 4 日付けこ健増第 2 6 7 号及び第 2 6 9 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 措置入院に関する診断書の公文書非公開決定事案 (諮問情第 1 2 8 号)
- (2) 措置入院を決定する前提となる審査会資料等の不存在による非公開決定事案 (諮問情第 1 2 9 号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書非公開決定処分及び不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「措置した者の心身状況が記載されている文書（F2, F3, F4, F7, F8, F9各1人分） ・医師の診断書 ・市町村審査会資料 ・医師の意見書 ・他害の内容が記載されている文書 ・自傷の内容が記載されている文書」（以下「本件請求」という。）の公開を請求した。

(2) 諮問庁は、本件請求のうち、「(F2, 3, 4, 7, 8, 9各1人分) ・医師の診断書 ・他害の内容が記載されている文書 ・自傷の内容が記載されている文書」（以下「本件請求1」という。）については、「措置入院に関する診断書 ICD-10のF2, 3, 4, 7, 8, 9のそれぞれの障害を有する者 各1件 計6件」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

措置入院の際に作成する「措置入院に関する診断書」は、公開することにより当該人のプライバシーを侵害するおそれがあるため

(3) また、諮問庁は、本件請求のうち、「・市町村審査会資料 ・医師の意見書」（以下「本件請求2」という。）に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分2」という。また、本件処分1と本件処分2をまとめて「本件処分」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

措置入院に際して、精神医療審査会には諮問をしていないため、請求に係る公文書は作成していない。

(4) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 諮問庁の主張

公文書非公開決定通知書、不存在による非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 措置入院に関する事務について

保健福祉局こころの健康増進センター（以下「こころの健康増進センター」という。）では、警察官、検察官等からの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に係る申請・通報を契機として事前調査や診察の要否決定等といった措置診察への準備を行い、法第27条に基づく精神保健指定医の措置診察の結果（以下「診断」という。）を踏まえ、精神障害による自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認められた時は、精神科病院に措置入院及び緊急措置入院をさせることができる行政処分を行っている。

上記の精神保健指定医が行う診断は、通常医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なり、診断内容を患者又はその家族に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる市長に診断内容を報告するために行われるものである。

（参考）

#### 措置入院（第29条）

都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあると認めた時は、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

#### 緊急措置入院法（第29条の2）

都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条および前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めた時は、その者を前条第一項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

#### 精神保健指定医

精神保健指定医とは、法第19条の4に基づく、精神障害者の措置入院、医療保護入院、

行動制限などの職務を行う精神科医であり、所定の要件を満たす医師の申請に基づいて、厚生労働大臣が指定する。

(2) 「F 2」等の区分については、ICD-10という世界保健機関（WHO）が定めた国際疾病分類におけるコードの区分のことで、Fコードは、精神及び行動の障害の区分であり、具体的には、以下のような分類である。

- F 2 統合失調症，統合失調型障害および妄想性障害
- F 3 気分（感情）障害
- F 4 神経性障害，ストレス関連障害および身体表現性障害
- F 7 精神遅滞（知的障害）
- F 8 心理的発達の障害
- F 9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害

(3) 本件処分1の理由について

ア 本件公文書について

本件公文書は、本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員（以下「公文書公開請求の担当職員」という。）が審査請求人から確認した内容を踏まえると、前述のICD-10のコードのうち、F 2、F 3、F 4、F 7、F 8及びF 9のそれぞれの障害を有する者（直近1名分）の措置入院前に行われる精神保健指定医による診断の内容が記載された文書（以下「診断書」という。）であると認められる。診断書は自傷又は他害に関する内容も記載される文書である。

イ 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書である「診断書」には、個人の氏名、生年月日、住所、職業、病名（ICDカテゴリー）、生活歴及び現病歴、入院歴、現在の精神状況、重大な問題行動、医学的総合判断等が記載されている。

これら個人に関するプライバシー性の高い情報は、公開することにより、個人が識別されるほか、本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられる。よって本件公文書は条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」が記録されており、公開することができない文書であることは明らかである。

以上の理由から、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。

ウ 以上のとおり、本件処分1に違法又は不当な点はない。

(4) 本件処分2の理由について

ア 本件請求2に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、公文書公開請求の担当職員が審査請求人から確認した内容を踏まえると、前述のICD-10のコードのうち、F2、F3、F4、F7、F8及びF9のそれぞれの障害を有する者（直近1名分）の措置入院を決定した者の心身の状況が記載されている文書であり、審査会資料や医師の意見書であると認められる。

イ 本件請求2に係る文書が存在しないことについて

こころの健康増進センターでは、警察官、検察官等からの法に係る申請・通報を契機として事前調査や診察の要否決定等といった措置診察への準備を行い、法第27条に基づく診断を踏まえ、精神障害による自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認められた時は、精神科病院に措置入院及び緊急措置入院をさせることができる行政処分を行っている。

措置入院の決定は市長の命令で行っており、精神医療審査会はもとよりほかの審査会へ諮問することはなく、本件請求2に係る審査会資料は保有していない。

また、医師の意見書については、法38条の5（退院等の請求による審査）にかかる関係書類の中に「精神科病院管理者の意見書」がある。「精神科病院管理者の意見書」には、請求者の病状の経過及び処遇状況、投薬内容、病識の程度、退院等の請求に対する主治医の意見が記載されており、退院等の請求による審査を行う際に必要なものであって、措置入院を決定する際において当庁が作成するものでも取得するものでもない。

よって本件請求2に係る文書を保有していない。

なお、本件請求2を受けて、文書を探索したが、当該資料の保有が確認できなかったため、不存在による非公開決定処分を行ったものである。

ウ 以上のとおり、本件処分2に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分1について

条例第7条第1号に該当しない。

(2) 本件処分2について

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求について

ア 審査請求人は、本件請求に係る公文書公開請求書において「措置した者の心身状況が記載されている文書（F 2, F 3, F 4, F 7, F 8, F 9 各 1 人分） ・ 医師の診断書 ・ 市町村審査会資料 ・ 医師の意見書 ・ 他害の内容が記載されている文書 ・ 自傷の内容が記載されている文書」と記載している。

イ 公文書公開請求の担当職員は、本件請求時に審査請求人から、請求の趣旨及び内容について次のとおり確認している。

措置入院を決定する前提として、医師の診断書や意見書、自傷・他害の内容が書かれている文書、精神医療審査会への諮問関係の文書が存在するはずである。

措置入院を決定した障害者のうち、ICD-10コードのF 2, F 3, F 4, F 7, F 8, F 9それぞれの障害を有する者に関する文書の開示を求める。それぞれについて直近各 1 名ずつ。

### (2) 本件処分 1 について

ア 本件公文書について

(ア) 諮問庁は、本件請求のうち「(F 2, 3, 4, 7, 8, 9 各 1 人分) ・ 医師の診断書 ・ 他害の内容が記載されている文書 ・ 自傷の内容が記載されている文書」について、F 2, F 3, F 4, F 7, F 8, F 9 それぞれに該当する「措置入院に関する医師の診断書」を文書特定した。

(イ) 診断書は、措置入院の必要性を判断するために精神保健指定医が診察に基づいて作成した文書であり、その結果を踏まえ、精神障害による自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認められたときは、精神科病院等に措置入院又は緊急措置入院といった行政処分がなされるものである。

(ウ) 診断書には、被診察者の氏名、生年月日、住所、職業、病名、生活歴及び現病歴、初回及び前回の入院期間、入院回数、重大な問題行動、診察時の特記事項、医学的総合判断などが記載されている。

イ 条例第 7 条第 1 号該当性について

(ア) 諮問庁は、本件公文書に記載されている個人に関するプライバシー性の高い情報は、公開することにより、個人が識別されるほか、本人に不快感や不安等の精神的

苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であるとして、本件公文書は条例第7条第1号に該当すると主張し、審査請求人は条例第7条第1号に該当しないと主張するので、この点について検討する。

(イ) 条例第7条第1号に規定しているプライバシー情報とは、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」とされている。「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

(ウ) 当審査会が本件公文書を見分したところ、被診察者の氏名、生年月日、住所といった特定の個人が識別される情報のほか、被診察者の職業、病名、生活歴及び現病歴、初回及び前回の入院期間、入院回数、重大な問題行動、診察時の特記事項、医学的総合判断等が記載されていることが認められた。これらの情報は、一見して極めて私的な情報であり、本人、近親者、近隣住民等が、それぞれの持つ情報と照合すれば、被診察者個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないものであることに疑いはない。

(エ) また、措置入院に係る診断書は、被診察者の内面的、身体的な状態等を示すような個人の人格と密接に関連する情報を有した文書であると認められる。

(オ) 以上から、本件公文書は、通常他人に知られたくない度合いが極めて強いセンシティブな情報であって、特に秘匿性の高い情報を有する文書であるといえる。よって、その一部でも公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益等の侵害の程度は重大であると認められるため、全体を一つの個人の機微に関する情報として、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

### (3) 本件処分2について

ア 公文書公開請求の担当職員が、本件請求時に審査請求人から確認した内容によると、審査請求人は、措置入院を決定する前提として、これらの文書が存在するはずであるとの見解の下、文書を求めているとのことである。

イ 諮問庁は、上記の確認内容を踏まえて、本件請求のうち「・医師の意見書 ・市町村審査会資料」については、「措置入院に際して、精神医療審査会には諮問をしてい



ないため、請求に係る公文書は作成していない。」との理由で不存在による非公開決定処分を行った。

ウ 法第29条（都道府県知事による入院措置）によれば、措置入院は、2名以上の精神保健指定医の診察を経て、被診察者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると、各精神保健指定医の診察の結果が一致した場合に、都道府県知事はその者を措置入院させることができると規定されている。このとき、精神保健指定医が措置診察した内容は、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日付け障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の様式21として規定されている措置入院に関する診断書に記載するよう求められている。

なお、政令指定都市における措置入院の決定は、法第51条の12の規定において、都道府県知事に代わり市長の権限とされている。

エ また、措置入院を決定する際に、医師の意見書が必要であることや何らかの審査会が介在することは、法から見て取れず、これらのことから、本件請求に係る文書を保有していないとする諮問庁の説明に特に不合理な点があるとは認められない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

平成29年 7月24日 諮問

10月 6日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 5月23日 諮問庁の職員の理由説明（平成30年度第2回会議）

6月26日 審議（平成30年度第3回会議）

7月31日 審議（平成30年度第4回会議）

8月30日 審議（平成30年度第5回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

##### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）